

原管発官R3第29号
令和3年4月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所4号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書

本文及び添付書類の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第2項の規定に基づき、令和2年5月29日付け、原管発官R2第46号をもって申請（令和3年3月30日付け、原管発官R2第290号で一部補正）しました福島第二原子力発電所4号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

福島第二原子力発電所4号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を別添のとおり補正する。

別添

福島第二原子力発電所 4号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書

(令和2年5月29日 原管発官R2第46号) 補正前後比較表

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																		
7	四 第4-2表 廃止措置対象 施設(1/5)	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{*1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{*1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{*1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体		原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}	原子炉建屋クレーン ^{*1}	キャスク除染装置 ^{*1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}		復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{*1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{*1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{*1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体		原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}	原子炉建屋クレーン ^{*1}	キャスク除染装置 ^{*1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}		復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>・廃止措置対象施設の変更(使用済燃料輸送容 器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																				
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																				
		ジェット・ポンプ																																																																																																				
		気水分離器																																																																																																				
		蒸気乾燥器																																																																																																				
	燃料体	燃料集合体																																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																				
放射線遮蔽体		原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																				
		原子炉格納容器外周の壁																																																																																																				
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}																																																																																																				
		原子炉建屋クレーン ^{*1}																																																																																																				
		キャスク除染装置 ^{*1}																																																																																																				
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}																																																																																																				
	復水貯蔵タンク																																																																																																					
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																				
		主蒸気系																																																																																																				
		蒸気タービン																																																																																																				
		復水器																																																																																																				
		復水ポンプ																																																																																																				
		復水浄化系																																																																																																				
		給水加熱器																																																																																																				
		給水ポンプ																																																																																																				
		タービン・バイパス系																																																																																																				
		循環水系																																																																																																				
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																				
		低圧注水系																																																																																																				
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																				
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																				
		残留熱除去系																																																																																																				
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																				
		原子炉冷却材浄化系																																																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																				
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																				
		ジェット・ポンプ																																																																																																				
		気水分離器																																																																																																				
		蒸気乾燥器																																																																																																				
	燃料体	燃料集合体																																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																				
放射線遮蔽体		原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																				
		原子炉格納容器外周の壁																																																																																																				
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}																																																																																																				
		原子炉建屋クレーン ^{*1}																																																																																																				
		キャスク除染装置 ^{*1}																																																																																																				
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}																																																																																																				
	復水貯蔵タンク																																																																																																					
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																				
		主蒸気系																																																																																																				
		蒸気タービン																																																																																																				
		復水器																																																																																																				
		復水ポンプ																																																																																																				
		復水浄化系																																																																																																				
		給水加熱器																																																																																																				
		給水ポンプ																																																																																																				
		タービン・バイパス系																																																																																																				
		循環水系																																																																																																				
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																				
		低圧注水系																																																																																																				
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																				
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																				
		残留熱除去系																																																																																																				
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																				
		原子炉冷却材浄化系																																																																																																				

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																					
9	四 第4-2表 廃止措置対象 施設(3/5)	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="14">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物の 廃棄設備	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="14">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td><u>固体廃棄物移送容器^{※1}</u></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物の 廃棄設備	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	<u>固体廃棄物移送容器^{※1}</u>	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>理由</p> <p>・ 廃止措置対象施設の変更(固体廃棄物移送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																							
		再結合器																																																																							
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																							
		主排気筒																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																							
		除染廃液系 ^{※4}																																																																							
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																							
		油ドレン系 ^{※4}																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																							
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																							
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																							
		復水浄化系受けタンク																																																																							
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																							
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																							
		サイトバンカ ^{※1}																																																																							
		固化装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置																																																																							
		乾燥装置 ^{※1}																																																																							
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																							
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																							
		再結合器																																																																							
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																							
		主排気筒																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																							
		除染廃液系 ^{※4}																																																																							
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																							
		油ドレン系 ^{※4}																																																																							
放射性廃棄物の 廃棄設備	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																							
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																							
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																							
		復水浄化系受けタンク																																																																							
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																							
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																							
		サイトバンカ ^{※1}																																																																							
		固化装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置																																																																							
		乾燥装置 ^{※1}																																																																							
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																							
<u>固体廃棄物移送容器^{※1}</u>																																																																									
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																									

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	<p style="text-align: center;">第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>・図の明瞭化</p>

頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	<p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図の明瞭化

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
24	五 第5-1表 解体対象施設 (1/5)	<p>第5-1表 解体対象施設 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}	原子炉建屋クレーン ^{※1}	キャスク除染装置 ^{※1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>第5-1表 解体対象施設 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}	原子炉建屋クレーン ^{※1}	キャスク除染装置 ^{※1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>・解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器 の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																		
		ジェット・ポンプ																																																																																																		
		気水分離器																																																																																																		
		蒸気乾燥器																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																		
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																			
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																			
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}																																																																																																		
		原子炉建屋クレーン ^{※1}																																																																																																		
		キャスク除染装置 ^{※1}																																																																																																		
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																		
復水貯蔵タンク																																																																																																				
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																		
		主蒸気系																																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																																		
		復水器																																																																																																		
		復水ポンプ																																																																																																		
		復水浄化系																																																																																																		
		給水加熱器																																																																																																		
		給水ポンプ																																																																																																		
		タービン・バイパス系																																																																																																		
		循環水系																																																																																																		
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		低圧注水系																																																																																																		
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																		
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																		
		残留熱除去系																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																		
		原子炉冷却材浄化系																																																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																		
		ジェット・ポンプ																																																																																																		
		気水分離器																																																																																																		
		蒸気乾燥器																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																		
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																			
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																			
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}																																																																																																		
		原子炉建屋クレーン ^{※1}																																																																																																		
		キャスク除染装置 ^{※1}																																																																																																		
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																		
復水貯蔵タンク																																																																																																				
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																		
		主蒸気系																																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																																		
		復水器																																																																																																		
		復水ポンプ																																																																																																		
		復水浄化系																																																																																																		
		給水加熱器																																																																																																		
		給水ポンプ																																																																																																		
		タービン・バイパス系																																																																																																		
		循環水系																																																																																																		
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		低圧注水系																																																																																																		
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																		
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																		
		残留熱除去系																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																		
		原子炉冷却材浄化系																																																																																																		

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																					
26	五 第5-1表 解体対象施設 (3/5)	<p>第5-1表 解体対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="13">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒		液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物 の廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>第5-1表 解体対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="13">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物移送容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒		液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物 の廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物移送容器 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>理由</p> <p>・ 解体対象施設の変更 (固体廃棄物移送容器 の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																							
	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																							
		再結合器																																																																							
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																							
		主排気筒																																																																							
	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																							
		除染廃液系 ^{※4}																																																																							
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																							
		油ドレン系 ^{※4}																																																																							
放射性廃棄物 の廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																							
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																							
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																							
		復水浄化系受けタンク																																																																							
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																							
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																							
		サイトバンカ ^{※1}																																																																							
		固化装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置																																																																							
		乾燥装置 ^{※1}																																																																							
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																							
	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																							
		再結合器																																																																							
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																							
		主排気筒																																																																							
	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																							
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																							
		除染廃液系 ^{※4}																																																																							
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																							
		油ドレン系 ^{※4}																																																																							
放射性廃棄物 の廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																							
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																							
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																							
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																							
		復水浄化系受けタンク																																																																							
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																							
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																							
		サイトバンカ ^{※1}																																																																							
		固化装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置 ^{※1}																																																																							
		減容装置																																																																							
		乾燥装置 ^{※1}																																																																							
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物移送容器 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																									

頁	補正箇所	補正前	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設の 配置	<p>北防波堤 南防波堤 東波除堤 取水口 放水口 物揚場 南護岸 放水口</p> <p>サブプレッション・プール水貯留水用タンク サブプレッション・プール水サージタンク 純水タンク 水処理建屋 サブプレッション・プール水貯留水用タンク ろ過水タンク 免震重要棟 事務建屋 排気筒</p> <p>サイトバンカ建屋 キャスク保管建屋 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>○ : モニタリングポスト ■ : 解体対象施設 // : 周辺監視区域 - - - : 敷地境界</p> <p>C.S.T : 復水貯蔵タンク R.B : 原子炉建屋(家) T.B : タービン建屋(家) C.B : コントロール建屋(家) S.B : サービス建屋(家) R.W.B : 廃棄物処理建屋 C.H.B : 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋(家) H.x.B : 海水熱交換器建屋(家) S.Y : 超高压開閉所</p> <p>0 100 200 300 400 500m</p> <p>第5-1図 解体対象施設の配置</p>	<p>・図の明瞭化</p>

頁	補正箇所	補正後	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設 の配置	<p>第5-1図 解体対象施設の配置</p>	<p>・図の明瞭化</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	<p>六</p> <p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料が4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が4号炉原子炉建屋内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理</p> <p>する。</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料等が4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が4号炉原子炉建屋内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理し、<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間、使用済燃料を適切に構内輸送するため、臨界防止機能、除熱機能、密封機能、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u>する。</p>	<p>・記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間及び機能を見直し）</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32 33	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (つづき)	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、 <u>放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物</u> を適切に処理 <u>処分</u> するため、 <u>処</u> 理機能及び性能を維持管理する。また、 <u>貯蔵している放射性固体廃棄物の</u> 廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に <u>貯蔵</u> するため、 <u>貯蔵機能及</u> び性能を維持管理する。	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物 <u>及び</u> 放射性液体廃棄物を適切に処理 <u>する</u> ため、 <u>放射性廃棄物</u> 処理機能及び性能を維持管理する。また、 <u>放射性固体廃棄物の処理が完了する又は</u> 貯蔵している放射性固体廃棄物の <u>取出し若しくは</u> 廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に <u>処理又は</u> 貯蔵するため、 <u>放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u> する。	・記載の適正化（放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間、機能及び性能を見直し）

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
33	<p>六</p> <p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (つづき)</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (6)非常用電源設備については，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまでの期間，発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し，それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (6)非常用電源設備については，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出完了又は各建屋の各エリアに設置されている設備の供用終了までの期間，発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し，それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
35	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付帯する施設及び設備)(1/8)	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉压力容器周囲のコングリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下防止機能</td> <td>使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコングリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1式	既許認可どおり	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能			<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉压力容器周囲のコングリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下防止機能</td> <td>使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコングリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1式	既許認可どおり	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能			<p>・記載の適正化(新燃料貯蔵庫の性能については、性能維持施設そのものに有意な損傷がないことを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																			
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコングリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																																			
		原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1式	既許認可どおり	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能																																																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																			
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコングリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																																			
		原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置に保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{※2}	1式	既許認可どおり	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能																																																																																																					

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由			
36	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付 帯する施設及 び設備)(2 /8)	第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(2/8)		第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(2/8)		・記載の適正化(核燃料物質貯蔵設備の性能及び性能維持期間を見直し)			
		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間
		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料プール ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで
				使用済燃料貯蔵ラック ^{*2}	1式		既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達するような変形等有意な欠陥がない状態であること
				使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{*2}	1式	・位置:原子炉建屋原子炉棟内 ・種類:水位検出器(フロート式)		水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること
				使用済燃料プール水位の漏えいを監視する設備 ^{*2}	1式		・位置:原子炉建屋原子炉棟内 ・種類:水位検出器(フロート式)	使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること
				燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{*2}	1台	既許認可どおり			冷却浄化機能 燃料プール水補給機能
				燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{*2}	2基		既許認可どおり	燃料プール水補給機能	
				燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{*2}	1台	既許認可どおり			燃料プール水補給機能
				復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基		既許認可どおり	燃料プール水補給機能	
				使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)					
				施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能
		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料プール ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵して使用する使用済燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで
				使用済燃料貯蔵ラック ^{*2}	1式		既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること
				使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{*2}	1式	・位置:原子炉建屋原子炉棟内 ・種類:水位検出器(フロート式)		水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること
				使用済燃料プール水位の漏えいを監視する設備 ^{*2}	1式		・位置:原子炉建屋原子炉棟内 ・種類:水位検出器(フロート式)	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	使用済燃料プールの冷却が可能で運転状態であること
				燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{*2}	1台	既許認可どおり			燃料プール水補給機能
				燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{*2}	2基		既許認可どおり	燃料プール水補給機能	
				燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{*2}	1台	既許認可どおり			燃料プール水補給機能
				使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
37	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付 帯する施設及 び設備)(3 /8)	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>主排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機 能</td> <td rowspan="4">排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液受けタンク</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液受けタンク</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t</td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	低電導度廃液受けタンク	3基	既許認可どおり	高電導度廃液受けタンク	4基	既許認可どおり	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり	減容装置	1基	既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>主排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機 能</td> <td rowspan="4">排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液受けタンク</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液受けタンク</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="4">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t</td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	低電導度廃液受けタンク	3基	既許認可どおり	高電導度廃液受けタンク	4基	既許認可どおり	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり	減容装置	1基	既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t	<p>・記載の適正化(液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の性能及び維持期間を見直し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																							
		低電導度廃液受けタンク	3基	既許認可どおり																																																																																										
		高電導度廃液受けタンク	4基	既許認可どおり																																																																																										
		除染廃液系	2基	既許認可どおり																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																							
		燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり																																																																																										
		復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり																																																																																										
		減容装置	1基	既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t																																																																																										
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																							
		低電導度廃液受けタンク	3基	既許認可どおり																																																																																										
		高電導度廃液受けタンク	4基	既許認可どおり																																																																																										
		除染廃液系	2基	既許認可どおり																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																							
		燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり																																																																																										
		復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり																																																																																										
		減容装置	1基	既許認可どおり ・位置：廃棄物処理建屋内 ・種類：油圧式 ・能力：10t																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
39	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付 帯する施設及 び設備)(5 /8)	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>1組</td> <td>既許認可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: タービン建屋内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可どおり	電源供給機能	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	給気ファン	2台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可どおり	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: タービン建屋内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>1組</td> <td>既許認可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> <td>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: タービン建屋内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>位置: 原子炉建屋付属棟内</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>種類: 袋形中性性能ファン</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可どおり	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	給気ファン	2台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可どおり	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: タービン建屋内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン	<p>・記載の適正化(蓄電池の性能について、供給先を限定した記載を見直し、蓄電池の性能維持期間を見直し、換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可どおり	電源供給機能	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																					
		給気ファン	2台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																									
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: タービン建屋内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可どおり	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																																																					
		給気ファン	2台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																									
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: タービン建屋内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
	排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																								
	給気ファン	1台	既許認可どおり	位置: 原子炉建屋付属棟内																																																																																																																								
排気ファン	1台	既許認可どおり	種類: 袋形中性性能ファン																																																																																																																									

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																
40	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付 帯する施設及 び設備)(6 /8)	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>タービン建屋換気空調系</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="4">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要施設</td> <td rowspan="2">建物及び構築物</td> <td>原子炉建屋付属棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="2">放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系</td> <td rowspan="4"></td> <td>第二中間ループ循環ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">補機冷却機能</td> <td rowspan="4">性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td rowspan="4">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること		タービン建屋	1式	既許認可どおり	発電所補助系		第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可どおり	補機冷却機能	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	海水ポンプ	1台	既許認可どおり	二次熱交換器	1基	既許認可どおり				<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>タービン建屋換気空調系</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</td> <td rowspan="4">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要施設</td> <td rowspan="2">建物及び構築物</td> <td>原子炉建屋付属棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="2">放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系</td> <td rowspan="4"></td> <td>第二中間ループ循環ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">補機冷却機能</td> <td rowspan="4">性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td rowspan="4">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること		タービン建屋	1式	既許認可どおり	発電所補助系		第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可どおり	補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	海水ポンプ	1台	既許認可どおり	二次熱交換器	1基	既許認可どおり				<p>・記載の適正化(換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し、補機冷却系の性能について、供給先を限定した記載を見直し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																													
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																																
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																													
		排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																
		給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																																
		排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																																
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																														
		タービン建屋	1式	既許認可どおり																																																																																																																
	発電所補助系		第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可どおり	補機冷却機能	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																												
			海水ポンプ	1台	既許認可どおり																																																																																																															
			二次熱交換器	1基	既許認可どおり																																																																																																															
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																													
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																																
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																													
		排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																
		給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																																
		排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																																
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																														
		タービン建屋	1式	既許認可どおり																																																																																																																
	発電所補助系		第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可どおり	補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																												
			海水ポンプ	1台	既許認可どおり																																																																																																															
			二次熱交換器	1基	既許認可どおり																																																																																																															

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																								
41	六 第6-1表 性能維持施設 (4号炉に付 帯する施設及 び設備)(7 /8)	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="4">発電所補助系</td> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">消火系</td> <td>火災報知設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器</td> <td rowspan="6">消火機能</td> <td rowspan="6">火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="6">各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：屋外 ・種類：泡消火設備</td> </tr> <tr> <td>消火器消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO₂</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	消火系	火災報知設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器	消火機能	火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	炭酸ガス消火設備	1式	・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備	泡消火設備	1式	・位置：屋外 ・種類：泡消火設備	消火器消火設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO ₂	<p>第6-1表 性能維持施設(4号炉に付帯する施設及び設備)(7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="4">発電所補助系</td> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">消火系</td> <td>火災報知設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器</td> <td rowspan="6">消火機能</td> <td rowspan="6">火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 内包する物質が漏えいするようない状態であること 亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="6">各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：屋外 ・種類：泡消火設備</td> </tr> <tr> <td>消火器消火設備</td> <td>1式</td> <td>・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO₂</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	消火系	火災報知設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器	消火機能	火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 内包する物質が漏えいするようない状態であること 亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	炭酸ガス消火設備	1式	・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備	泡消火設備	1式	・位置：屋外 ・種類：泡消火設備	消火器消火設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO ₂	<p>・記載の適正化(換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し、消火系の性能を見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																									
その他主要施設	発電所補助系	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																					
		排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																								
		給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																								
		排気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																								
	消火系	火災報知設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器	消火機能	火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																					
		炭酸ガス消火設備	1式	・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備																																																																																								
		泡消火設備	1式	・位置：屋外 ・種類：泡消火設備																																																																																								
		消火器消火設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO ₂																																																																																								
		施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																																																		
				設備(建屋)名称							維持台数																																																																																	
その他主要施設	発電所補助系	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																					
		排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																								
		給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																								
		排気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																								
	消火系	火災報知設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：光電式煙感知器、定温式熱感知器	消火機能	火災感知及び警報機能に影響するようない状態であること 内包する物質が漏えいするようない状態であること 亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																					
		炭酸ガス消火設備	1式	・位置：原子炉建屋付属棟、タービン建屋、コントロール建屋 ・種類：二酸化炭素消火設備																																																																																								
		泡消火設備	1式	・位置：屋外 ・種類：泡消火設備																																																																																								
		消火器消火設備	1式	・位置：原子炉建屋内他 ・種類：粉末20型、ハロン、CO ₂																																																																																								

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
	<p>六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備)</p>	<p>(新規)</p>	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/10)</p> <table border="1" data-bbox="1537 321 1976 1797"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 1745 1626 1797">施設区分</th> <th data-bbox="1626 1745 1715 1797">設備等の区分</th> <th data-bbox="1715 1745 1804 1797">位置, 構造及び設備</th> <th data-bbox="1804 1745 1893 1797">機能</th> <th data-bbox="1893 1745 1976 1797">性能</th> <th data-bbox="1976 1745 2065 1797">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 1703 1626 1745">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td data-bbox="1626 1703 1715 1745">核燃料物質取扱設備</td> <td data-bbox="1715 1703 1804 1745">既設認可どおり</td> <td data-bbox="1804 1703 1893 1745">臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能</td> <td data-bbox="1893 1703 1976 1745">使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</td> <td data-bbox="1976 1703 2065 1745">使用済燃料の構内輸送が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1661 1626 1703"></td> <td data-bbox="1626 1661 1715 1703">設備(建屋)名称</td> <td data-bbox="1715 1661 1804 1703">1基</td> <td data-bbox="1804 1661 1893 1703">使用済燃料輸送容器※2</td> <td data-bbox="1893 1661 1976 1703"></td> <td data-bbox="1976 1661 2065 1703"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1619 1626 1661"></td> <td data-bbox="1626 1619 1715 1661">維持台数</td> <td data-bbox="1715 1619 1804 1661"></td> <td data-bbox="1804 1619 1893 1661"></td> <td data-bbox="1893 1619 1976 1661"></td> <td data-bbox="1976 1619 2065 1661"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号及び4号炉共用 ※2: 1号, 2号, 3号及び4号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	既設認可どおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		設備(建屋)名称	1基	使用済燃料輸送容器※2				維持台数					<p>・性能維持施設に使用済燃料輸送容器を追記</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	既設認可どおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	使用済燃料の構内輸送が完了するまで																							
	設備(建屋)名称	1基	使用済燃料輸送容器※2																									
	維持台数																											

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																				
43	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="3">低電導度廃液系</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液収集槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器供給タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高電導度廃液系</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="10">著しい漏えい又はその形跡がなく, 廃液濃縮処理が可能であること</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル・タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>貯留槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過装置**2	3基	既許認可どおり	高電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩器**2	4基	既許認可どおり	サンプル槽**2	4基	既許認可どおり	高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり	濃縮装置**2	3基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり	脱塩器**2	2基	既許認可どおり	サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり	貯留槽**2	3基	既許認可どおり	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="3">低電導度廃液系</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液収集槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器供給タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高電導度廃液系</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="10">廃液濃縮処理が可能であること</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル・タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>貯留槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過装置**2	3基	既許認可どおり	高電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩器**2	4基	既許認可どおり	サンプル槽**2	4基	既許認可どおり	高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり	濃縮装置**2	3基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり	脱塩器**2	2基	既許認可どおり	サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり	貯留槽**2	3基	既許認可どおり	<p>・記載の適正化 (液体廃棄物の廃棄設備の性能の見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																	
		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				
		高電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																	
		脱塩器**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり																																																																																																																				
		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				
		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		脱塩器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		貯留槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				
		施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																																																																														
設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																							
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																	
		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				
		高電導度廃液系			放射性廃棄物処理機能	廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																	
		脱塩器**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																				
		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり																																																																																																																				
		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				
		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		脱塩器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																				
		貯留槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																								
44	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="3">洗濯廃液系</td> <td>収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンブル槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン受けタンク**1</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン収集槽**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="3">洗濯廃液系</td> <td>収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンブル槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン受けタンク**1</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン収集槽**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器**2	2基	既許認可どおり	ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり	濃縮装置**2	1基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり	脱塩器**2	1基	既許認可どおり	サンブル槽**2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり	シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり	シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり	ろ過器**1	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器**2	2基	既許認可どおり	ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり	濃縮装置**2	1基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり	脱塩器**2	1基	既許認可どおり	サンブル槽**2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり	シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり	シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり	ろ過器**1	2基	既許認可どおり	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="3">洗濯廃液系</td> <td>収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンブル槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン受けタンク**1</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン収集槽**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器**2	2基	既許認可どおり	ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり	濃縮装置**2	1基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり	脱塩器**2	1基	既許認可どおり	サンブル槽**2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり	シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり	シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり	ろ過器**1	2基	既許認可どおり	<p>・記載の適正化 (液体廃棄物の廃棄設備の性能の見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備																																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																					
			ろ過器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																							
			ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																							
		濃縮装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		脱塩器**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		サンブル槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
ろ過器**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																					
			ろ過器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																							
			ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																							
		濃縮装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		脱塩器**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		サンブル槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
ろ過器**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備																																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																					
			ろ過器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																							
			ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																							
		濃縮装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		脱塩器**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		サンブル槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり																																																																																																																																								
		シャワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																								
ろ過器**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																										

著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

著しい漏えい又はその形跡がなく, 廃液濃縮処理が可能であること

著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

廃液濃縮処理が可能であること

内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																										
45	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽**1</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>固化装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	復水浄化系沈降分離槽**1	4基	既許認可どおり		放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり		放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること	サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること	固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	固化装置**2	1基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること	乾燥装置**2	1基	既許認可どおり			雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり			<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>貯蔵している放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽**1</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>固化装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	貯蔵している放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	復水浄化系沈降分離槽**1	4基	既許認可どおり		放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり		放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること	サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること	固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	固化装置**2	1基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること	乾燥装置**2	1基	既許認可どおり			雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり			<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (固体廃棄物の廃棄設備の性能及び維持期間の見直し) 性能維持施設に固体廃棄物移送容器を追記
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																																				
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																																								
		復水浄化系沈降分離槽**1	4基	既許認可どおり		放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																																								
		濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり		放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																																								
		濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること																																																																																																																								
		サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること																																																																																																																								
		固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
		固化装置**2	1基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること																																																																																																																								
		乾燥装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																										
		雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																								
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	貯蔵している放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																																								
		復水浄化系沈降分離槽**1	4基	既許認可どおり		放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																																								
		濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり		放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																																								
		濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の固化が可能ない状態であること																																																																																																																								
		サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可能ない状態であること																																																																																																																								
		固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
		固化装置**2	1基	既許認可どおり		雑固体廃棄物の焼却が可能ない状態であること																																																																																																																								
		乾燥装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																										
		雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																														
46	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td>出入管理関係設備^{**1}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器 </td> <td>放射線管理機能</td> <td> 身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること </td> <td rowspan="7">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置 </td> <td></td> <td>放射線測定ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋^{**1}内、サイトバンカ建屋^{**2}内及び使用済燃料輸送容器保管建屋^{**2}内)</td> <td>10台</td> <td colspan="2">既許認可可</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、³He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管 </td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器 </td> <td></td> <td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の校正設備^{**1}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置 </td> <td></td> <td>放射線計測器の校正ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	出入管理関係設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器		放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	試料分析関係設備 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置			放射線測定ができる状態であること	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{**1} 内、サイトバンカ建屋 ^{**2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{**2} 内)	10台	既許認可可			線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射線サーベイ機器 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、 ³ He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管		放射線監視機能	線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{**2}	1式	・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器			個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	放射線計測器の校正設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置			放射線計測器の校正ができる状態であること								<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td>出入管理関係設備^{**1}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器 </td> <td>放射線管理機能</td> <td> 身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること </td> <td rowspan="7">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置 </td> <td></td> <td>放射線測定ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋^{**1}内、サイトバンカ建屋^{**2}内及び使用済燃料輸送容器保管建屋^{**2}内)</td> <td>10台</td> <td colspan="2">既許認可可</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、³He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管 </td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器^{**2}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器 </td> <td></td> <td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の校正設備^{**1}</td> <td>1式</td> <td colspan="2"> ・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置 </td> <td></td> <td>放射線計測器の校正ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	出入管理関係設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器		放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	試料分析関係設備 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置			放射線測定ができる状態であること	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{**1} 内、サイトバンカ建屋 ^{**2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{**2} 内)	10台	既許認可可			線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射線サーベイ機器 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、 ³ He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管		放射線監視機能	線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{**2}	1式	・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器			個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	放射線計測器の校正設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置			放射線計測器の校正ができる状態であること								<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
施設区分	設備(建屋)名称	維持台数				位置、構造及び設備					機能	性能		維持期間																																																																																																				
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																														
放射線管理施設	出入管理関係設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器		放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																											
	試料分析関係設備 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置			放射線測定ができる状態であること																																																																																																												
	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{**1} 内、サイトバンカ建屋 ^{**2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{**2} 内)	10台	既許認可可			線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																												
	放射線サーベイ機器 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、 ³ He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管		放射線監視機能	線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること																																																																																																												
	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{**2}	1式	・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器			個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																																												
	放射線計測器の校正設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置			放射線計測器の校正ができる状態であること																																																																																																												
施設区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																											
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																														
放射線管理施設	出入管理関係設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器		放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																											
	試料分析関係設備 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置			放射線測定ができる状態であること																																																																																																												
	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{**1} 内、サイトバンカ建屋 ^{**2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{**2} 内)	10台	既許認可可			線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																												
	放射線サーベイ機器 ^{**2}	1式	・位置：サーベイス建屋内他 ・種類：円筒型電離箱(密封式)、 ³ He比例計数管、ZnS(Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端窓形有機GM管		放射線監視機能	線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること																																																																																																												
	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{**2}	1式	・位置：事務建屋内、サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器			個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																																												
	放射線計測器の校正設備 ^{**1}	1式	・位置：サーベイス建屋内 ・種類：γ線照射装置			放射線計測器の校正ができる状態であること																																																																																																												

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																												
47	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="5">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理補機冷却水モニタ*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>焼却設備排ガスモニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要な設備</td> <td>サイトバンカ建屋排気モニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>固定モニタリング設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>環境試料測定設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり		放射性廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理補機冷却水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	液体廃棄物処理系排水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	焼却設備排ガスモニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	屋外管理用の主要な設備	サイトバンカ建屋排気モニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	固定モニタリング設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	環境試料測定設備**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること	放射能観測車**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること	気象観測設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="5">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理補機冷却水モニタ*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>焼却設備排ガスモニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要な設備</td> <td>サイトバンカ建屋排気モニタ**2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>固定モニタリング設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>環境試料測定設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>空間線量率を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり		放射性廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理補機冷却水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	液体廃棄物処理系排水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	焼却設備排ガスモニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	屋外管理用の主要な設備	サイトバンカ建屋排気モニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	固定モニタリング設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	環境試料測定設備**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること	放射能観測車**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること	気象観測設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	<p>・記載の適正化</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																													
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり		放射性廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		廃棄物処理補機冷却水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		液体廃棄物処理系排水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
		焼却設備排ガスモニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
	屋外管理用の主要な設備	サイトバンカ建屋排気モニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
		固定モニタリング設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																										
		環境試料測定設備**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること																																																																																																																										
		放射能観測車**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること																																																																																																																										
		気象観測設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																										
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																													
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり		放射性廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		廃棄物処理補機冷却水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		液体廃棄物処理系排水モニタ*1	2台	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																										
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ**2	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
		焼却設備排ガスモニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
	屋外管理用の主要な設備	サイトバンカ建屋排気モニタ**2	2台	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																																										
		固定モニタリング設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																										
		環境試料測定設備**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること																																																																																																																										
		放射能観測車**2	1式	既許認可どおり		空間線量率を測定できる状態であること																																																																																																																										
		気象観測設備**2	1式	既許認可どおり		風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																									
48	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{*2}</td> <td>2台</td> <td rowspan="2">既許認可どおり</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{*1}</td> <td>2台</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{*1}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{*1}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{*1}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>放射線廃棄物処理機</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">既許認可どおり</td> <td>排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋^{*2}</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非常用電源	非常用ディーゼル発電機 ^{*2}	2台	既許認可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	2台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	2台	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	1台	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	1台	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	放射線廃棄物処理機	1基	既許認可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{*2}	1式	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{*2}</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">既許認可どおり</td> <td>電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{*2}	1台	既許認可どおり	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	使用済燃料の搬出が完了するまで	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>
施設区分	設備等区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																			
		設備(建屋)名称	維持台数																																																										
その他原子炉の附属施設	非常用電源	非常用ディーゼル発電機 ^{*2}	2台	既許認可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																							
		廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	2台		換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																						
廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	2台																																																												
廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	1台																																																												
廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{*1}	1台																																																												
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	放射線廃棄物処理機	1基	既許認可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																							
		使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{*2}	1式		放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																						
施設区分	設備等区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数																																																										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{*2}	1台	既許認可どおり	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																							
		性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																							
48	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7) (つづき)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のための冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>廃棄物処理室換気空調系</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能</td> <td>給ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系</td> <td>1台</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系</td> <td>1台</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋換気空調系</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のための冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系	2台	既許認可どおり	換気機能	管理区域を解除するまで	その他の主要な事項	廃棄物処理室換気空調系	2台	既許認可どおり	換気機能	給ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系	1台	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	換気機能			廃棄物処理室換気空調系	1台	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	換気機能					廃棄物処理建屋換気空調系	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで			使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域を解除するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{**2}</td> <td>1台</td> <td> ・位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 横軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz (上記は既許認可どおり) 非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。 1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続すること、4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続すること、1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。 </td> <td> 電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。) </td> <td> 非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること </td> <td> 使用済燃料の搬出が完了するまで </td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	1台	・位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 横軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz (上記は既許認可どおり) 非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。 1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続すること、4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続すること、1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																								
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のための冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																					
		廃棄物処理室換気空調系	2台	既許認可どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																					
	その他の主要な事項	廃棄物処理室換気空調系	2台	既許認可どおり	換気機能	給ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																				
		廃棄物処理室換気空調系	1台	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	換気機能																																																																						
		廃棄物処理室換気空調系	1台	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	換気機能																																																																						
		廃棄物処理建屋換気空調系	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																					
		使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域を解除するまで																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																								
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	1台	・位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 横軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz (上記は既許認可どおり) 非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。 1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続すること、4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続すること、1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
48	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7) (つづき)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ</td> <td>放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{**1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ</td> <td>放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">その他</td> <td>廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他原子炉の附属施設	非常電源	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可可 ² とあり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで	その他原子炉の附属施設	その他	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒 ^{**2}	1基	既許認可可 ² とあり	放射性廃棄物処理機能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可可 ² とあり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>2台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 給気ファン^{**1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ</td> <td>放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気空調系 排気ファン^{**1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>換気機能</td> <td>・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ</td> <td>放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">その他</td> <td>廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可可²とあり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		その他原子炉の附属施設	非常電源	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可可 ² とあり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで	その他原子炉の附属施設	その他	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒 ^{**2}	1基	既許認可可 ² とあり	放射性廃棄物処理機能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可可 ² とあり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで	<p>・記載の適正化 (換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常電源	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可可 ² とあり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																					
		廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
その他原子炉の附属施設	その他	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒 ^{**2}	1基	既許認可可 ² とあり	放射性廃棄物処理機能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
		使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可可 ² とあり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常電源	非常用ディーゼル発電機 ^{**2}	2台	既許認可可 ² とあり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設(使用済燃料の倉庫のため)に必要設備等へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																					
		廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	2台	既許認可可 ² とあり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 給気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: バグフィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
	廃棄物処理室換気空調系 排気ファン ^{**1}	1台	既許認可可 ² とあり	換気機能	・位置: 廃棄物処理建屋内 ・種類: プレフィルタ, HEPA フィルタ	放射線障害を防止するための必要換気ができる状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					
その他原子炉の附属施設	その他	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒 ^{**2}	1基	既許認可可 ² とあり	放射性廃棄物処理機能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
		使用済燃料輸送容器(キヤスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可可 ² とあり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																															
49	六 第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/7)	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="4">建物及び構築物</td> <td>コントロール建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="4">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所補助系</td> <td rowspan="2">サイトバンカ建屋換気空調系</td> <td>サイトバンカ建屋*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>給気ファン*2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排気ファン*2</td> <td>給気フィルタ*2</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ*2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td rowspan="2">消火栓設備*2</td> <td>消火栓設備*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>消火栓設備*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋*1	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	各建屋の管理区域を解除するまで	サービス建屋*1	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建屋*1	1式	既許認可どおり	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1	1式	既許認可どおり	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系	サイトバンカ建屋*2	1式	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン*2	2台	既許認可どおり	排気ファン*2	給気フィルタ*2	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	排気フィルタ*2	2台	既許認可どおり	消火系	消火栓設備*2	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること	<p>第6-2表 性能維持施設 (3号及び4号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="4">建物及び構築物</td> <td>コントロール建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="4">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所補助系</td> <td rowspan="2">サイトバンカ建屋換気空調系</td> <td>サイトバンカ建屋*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>給気ファン*2</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排気ファン*2</td> <td>給気フィルタ*2</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ*2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td rowspan="2">消火栓設備*2</td> <td>消火栓設備*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>消火栓設備*2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>理由 ・記載の適正化(換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋*1	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	各建屋の管理区域を解除するまで	サービス建屋*1	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建屋*1	1式	既許認可どおり	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1	1式	既許認可どおり	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系	サイトバンカ建屋*2	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること	給気ファン*2	1台	既許認可どおり	排気ファン*2	給気フィルタ*2	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること	排気フィルタ*2	2台	既許認可どおり	消火系	消火栓設備*2	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																
その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋*1	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																													
		サービス建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
		廃棄物処理建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
		活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系	サイトバンカ建屋*2	1式	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること																																																																																																												
			給気ファン*2	2台	既許認可どおり																																																																																																														
		排気ファン*2	給気フィルタ*2	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること																																																																																																												
			排気フィルタ*2	2台	既許認可どおり																																																																																																														
		消火系	消火栓設備*2	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること																																																																																																											
				消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること																																																																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																													
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																
その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋*1	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																													
		サービス建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
		廃棄物処理建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
		活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋*1	1式	既許認可どおり																																																																																																															
	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系	サイトバンカ建屋*2	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること																																																																																																												
			給気ファン*2	1台	既許認可どおり																																																																																																														
		排気ファン*2	給気フィルタ*2	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること																																																																																																												
			排気フィルタ*2	2台	既許認可どおり																																																																																																														
		消火系	消火栓設備*2	消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること																																																																																																											
				消火栓設備*2	1式	既許認可どおり	消火機能	消火栓から放水できる状態であること																																																																																																											

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																				
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(1/4)	(新規)	<p style="text-align: center;"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(1/4)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>1号炉 負荷名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>61.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>122.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>283.4</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>227.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>144.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>275.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>1・2号ページング装置電源</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>87.6</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td style="text-align: center;"><u>36.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,925.8</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>61.2</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>	<u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>	<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>	<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																							
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>61.2</u>																																							
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>																																							
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																							
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>																																							
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>																																							
<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>																																							
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																							
<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>																																							
<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>																																							
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>																																							

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																				
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(2/4)	(新規)	<p data-bbox="1492 264 2365 338"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(2/4)</u></p> <table border="1" data-bbox="1590 380 2264 1472"> <thead> <tr> <th data-bbox="1590 380 2089 457"><u>2号炉 負荷名称</u></th> <th data-bbox="2089 380 2264 457"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1590 457 2089 499"><u>燃料プール補給水系</u></td> <td data-bbox="2089 457 2264 499"><u>26.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 499 2089 541"><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 499 2264 541"><u>26.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 541 2089 619"><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 541 2264 619"><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 619 2089 697"><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 619 2264 697"><u>351.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 697 2089 774"><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 697 2264 774"><u>386.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 774 2089 852"><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 774 2264 852"><u>316.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 852 2089 930"><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 852 2264 930"><u>129.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 930 2089 1008"><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td data-bbox="2089 930 2264 1008"><u>199.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1008 2089 1068"><u>1・2号 PHS リモート装置電源</u></td> <td data-bbox="2089 1008 2264 1068"><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1068 2089 1110"><u>非常用照明(片系)</u></td> <td data-bbox="2089 1068 2264 1110"><u>80.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1110 2089 1171"><u>125V 充電器 2A</u></td> <td data-bbox="2089 1110 2264 1171"><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1171 2089 1232"><u>125V 充電器 2B</u></td> <td data-bbox="2089 1171 2264 1232"><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1232 2089 1274"><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td data-bbox="2089 1232 2264 1274"><u>38.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1274 2089 1316"><u>中央制御室計測用変圧器 2A</u></td> <td data-bbox="2089 1274 2264 1316"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1316 2089 1358"><u>中央制御室計測用変圧器 2B</u></td> <td data-bbox="2089 1316 2264 1358"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1358 2089 1419"><u>計測用主変圧器</u></td> <td data-bbox="2089 1358 2264 1419"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1419 2089 1472"><u>合計</u></td> <td data-bbox="2089 1419 2264 1472"><u>1,944.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>26.0</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>26.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>351.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>386.0</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>316.0</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>129.0</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>199.0</u>	<u>1・2号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>80.0</u>	<u>125V 充電器 2A</u>	<u>99.0</u>	<u>125V 充電器 2B</u>	<u>48.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>38.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																							
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>26.0</u>																																							
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>26.0</u>																																							
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>351.0</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>386.0</u>																																							
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>316.0</u>																																							
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>129.0</u>																																							
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>199.0</u>																																							
<u>1・2号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>																																							
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>80.0</u>																																							
<u>125V 充電器 2A</u>	<u>99.0</u>																																							
<u>125V 充電器 2B</u>	<u>48.0</u>																																							
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>38.0</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>54.0</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>																																							
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																							
<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>																																							

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																								
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(3/4)	(新規)	<p data-bbox="1492 264 2362 338"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(3/4)</u></p> <table border="1" data-bbox="1590 380 2264 1570"> <thead> <tr> <th data-bbox="1590 380 2089 457"><u>3号炉 負荷名称</u></th> <th data-bbox="2089 380 2264 457"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1590 457 2089 499"><u>燃料プール補給水系</u></td> <td data-bbox="2089 457 2264 499"><u>16.7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 499 2089 541"><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 499 2264 541"><u>16.7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 541 2089 619"><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 541 2264 619"><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 619 2089 697"><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 619 2264 697"><u>421.1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 697 2089 774"><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 697 2264 774"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 774 2089 852"><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 774 2264 852"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 852 2089 930"><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2089 852 2264 930"><u>116.7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 930 2089 1008"><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td data-bbox="2089 930 2264 1008"><u>379.9</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1008 2089 1050"><u>FPC ポンプ室空調機</u></td> <td data-bbox="2089 1008 2264 1050"><u>8.4</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1050 2089 1092"><u>3・4号ページング装置電源</u></td> <td data-bbox="2089 1050 2264 1092"><u>24.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1092 2089 1134"><u>3・4号 PHS リモート装置電源</u></td> <td data-bbox="2089 1092 2264 1134"><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1134 2089 1176"><u>非常用照明(片系)</u></td> <td data-bbox="2089 1134 2264 1176"><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1176 2089 1218"><u>125V 充電器 3A</u></td> <td data-bbox="2089 1176 2264 1218"><u>90.7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1218 2089 1260"><u>125V 充電器 3B</u></td> <td data-bbox="2089 1218 2264 1260"><u>40.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1260 2089 1302"><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td data-bbox="2089 1260 2264 1302"><u>34.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1302 2089 1344"><u>中央制御室計測用変圧器 3A</u></td> <td data-bbox="2089 1302 2264 1344"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1344 2089 1386"><u>中央制御室計測用変圧器 3B</u></td> <td data-bbox="2089 1344 2264 1386"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1386 2089 1428"><u>計測用主変圧器</u></td> <td data-bbox="2089 1386 2264 1428"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1428 2089 1470"><u>合計</u></td> <td data-bbox="2089 1428 2264 1470"><u>2,111.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>16.7</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>16.7</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>	<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>	<u>3・4号ページング装置電源</u>	<u>24.0</u>	<u>3・4号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V 充電器 3A</u>	<u>90.7</u>	<u>125V 充電器 3B</u>	<u>40.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>34.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 3A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 3B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																											
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>16.7</u>																																											
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>16.7</u>																																											
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>																																											
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>																																											
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																											
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																											
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>																																											
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>																																											
<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>																																											
<u>3・4号ページング装置電源</u>	<u>24.0</u>																																											
<u>3・4号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>																																											
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																											
<u>125V 充電器 3A</u>	<u>90.7</u>																																											
<u>125V 充電器 3B</u>	<u>40.0</u>																																											
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>34.0</u>																																											
<u>中央制御室計測用変圧器 3A</u>	<u>41.3</u>																																											
<u>中央制御室計測用変圧器 3B</u>	<u>41.3</u>																																											
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																											
<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>																																											

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(4/4)	(新規)	<p style="text-align: center;"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(4/4)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>4号炉 負荷名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>293.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>155.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>259.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>FPC ポンプ室空調機</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>117.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 4A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 4B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td style="text-align: center;"><u>45.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 4A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 4B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,104.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>18.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>410.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>410.0</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>293.0</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>155.0</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>259.0</u>	<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>0.9</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>117.0</u>	<u>125V 充電器 4A</u>	<u>99.0</u>	<u>125V 充電器 4B</u>	<u>48.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>45.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																					
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>18.0</u>																																					
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>410.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>410.0</u>																																					
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>293.0</u>																																					
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>155.0</u>																																					
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>259.0</u>																																					
<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>0.9</u>																																					
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>117.0</u>																																					
<u>125V 充電器 4A</u>	<u>99.0</u>																																					
<u>125V 充電器 4B</u>	<u>48.0</u>																																					
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>45.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
	<p>六 第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路</p>	<p>(新規)</p>	<p>The diagram illustrates the power supply circuit for reactors 1, 2, 3, and 4. At the top, a 66kV busbar is connected to four starting transformers: 1SA (for reactors 1 and 2), 1SB (for reactors 1 and 2), 3SA (for reactors 3 and 4), and 3SB (for reactors 3 and 4). These transformers feed into common 6.9kV busbars: 1SA-2母線 (shared by reactors 1 and 2), 1SB-2母線 (shared by reactors 1 and 2), 3SA-2母線 (shared by reactors 3 and 4), and 3SB-2母線 (shared by reactors 3 and 4). Below these are the reactor-specific busbars: 1号炉非常用高压母線 (6.9kV 1C母線), 1号炉非常用高压母線 (6.9kV 1D母線), 2号炉非常用高压母線 (6.9kV 2C母線), 2号炉非常用高压母線 (6.9kV 2D母線), 3号炉非常用高压母線 (6.9kV 3C母線), 3号炉非常用高压母線 (6.9kV 3D母線), 4号炉非常用高压母線 (6.9kV 4C母線), and 4号炉非常用高压母線 (6.9kV 4D母線). Diesel generators (D/G) are connected to the 2D母線 and 3D母線 busbars.</p>	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>

第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
51	八 2. 核燃料物質の管理	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。</p> <p><u>1号、2号及び3号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内へ運搬し、一時的に同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）に貯蔵する場合は、必要に応じて廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>4号炉原子炉建屋内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。<u>1号、2号及び3号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）に運搬した使用済燃料は、各号炉にて管理を行う。</u></p> <p>また、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、4号炉のすべての使用済燃料は4号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。</p> <p>4号炉原子炉建屋内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、4号炉のすべての使用済燃料は4号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
52 53	八 3. 核燃料物質の譲渡し	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から<u>直接、又は1号、2号及び3号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）を</u>経由し、使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等に譲り渡す。なお、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、<u>2号及び</u>4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から</p> <p>使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等^{※1}に譲り渡す。なお、4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p><u>※1：加工事業者等とは、国内の加工事業者のほか、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2号炉に貯蔵中の4号炉の使用済燃料の譲渡しを明確化 ・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化） ・加工事業者等の「等」を明確化

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
63	十 2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に4号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、 4号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。	2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に4号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、 <u>放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること</u> 、4号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
70	十 第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値	<p>第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="552 438 1439 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 438 1101 485">項目</th> <th data-bbox="1101 438 1439 485">放出管理目標値^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 485 1101 564">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="1101 485 1439 564"><u>1.4×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{*1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	<p>第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1498 438 2386 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 438 2047 485">項目</th> <th data-bbox="2047 438 2386 485">放出管理目標値^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 485 2047 564">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="2047 485 2386 564"><u>1.2×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{*1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
項目	放出管理目標値 ^{*1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>											
項目	放出管理目標値 ^{*1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>											

頁	補正箇所	補正前	理由
74	十 第10-2 図 解体工 事準備期 間の放射 性液体廃 棄物の処 理処分フ ロー	<p>第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正後	理由
74	十 第10-2 図 解体工 事準備期 間の放射 性液体廃 棄物の処 理処分フ ロー	<p>第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正前	理由
75	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (1/2)	<p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>使用済樹脂系 1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ※1 2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>(1号及び2号炉廃棄物処理建屋) 洗濯廃液系 (第8-2図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク → 乾燥装置 → 固体廃棄物貯蔵庫 濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第8-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から 濃縮廃液タンク → 3号及び4号炉廃棄物処理建屋 復水浄化系沈降分離槽 (第8-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第8-2図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※1) 復水浄化系脱塩装置から</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用 1号及び2号炉共用 建家(屋)区分</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (1/2)

頁	補正箇所	補正後	理由
75	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (1/2)	<p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>使用済樹脂系 1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ※1</p> <p>2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>(1号及び2号炉廃棄物処理建屋) 洗濯廃液系 (第10-2図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク → 乾燥装置 → 固体廃棄物貯蔵庫 濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から 濃縮廃液タンク → 3号及び4号炉廃棄物処理建屋 復水浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第10-2図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※1) 復水浄化系脱塩装置から</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用 (赤点線) 1号及び2号炉共用 (青点線) 建家(屋)区分 (黒点線)</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (1/2)

頁	補正箇所	補正前	理由
76	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間中の放 射性固 体廃棄物 の処理フ ロー(2/2)	<p>3号又は4号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋附属棟) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>濃縮廃液系 (高電導度廃液系濃縮装置から) → 濃縮廃液タンク</p> <p>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</p> <p>濃縮廃液系 (低電導度廃液系ろ過装置から)</p> <p>復水浄化系沈降分離槽</p> <p>使用済樹脂槽 (低電導度廃液系脱塩器から 高電導度廃液系脱塩器から)</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉共用</p> <p>3号及び4号炉共用</p> <p>建家(屋)区分</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備 → 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>雑固体廃棄物 → 減容装置 → 固型化処理(モルタル充填) → 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>1号及び2号炉廃棄物処理建屋</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー(2/2)

頁	補正箇所	補正後	理由
76	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (2/2)	<p>(3号及び4号炉廃棄物処理建屋)</p> <p>濃縮廃液系 第10-2図 高電導度廃液系濃縮装置から 濃縮廃液タンク 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 第10-2図 低電導度廃液系ろ過装置から 復水浄化系沈降分離槽 第10-2図 低電導度廃液系脱塩器から 第10-2図 高電導度廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 濃縮廃液タンク 固型化处理 (モルタル充填) 雑固体廃棄物焼却設備 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋付属棟) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉共用 3号及び4号炉共用 建家(屋)区分</p> <p>1号及び2号炉廃棄物処理建屋</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫</p>	理由 ・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (2/2)

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1 1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	<p>The diagram is a detailed site plan of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Unit 4. It shows various buildings and structures, with several areas highlighted in orange to indicate decommissioning work zones. A legend on the right side of the plan defines the symbols used: C.S.T. for recovery water storage tanks, R.B. for reactor buildings, T.B. for turbine buildings, C.B. for control buildings, S.B. for service buildings, R.W.B. for waste treatment buildings, C.H.B. for activated carbon gas hold-up equipment buildings, H.x.B. for seawater heat exchanger buildings, and S.Y. for high-pressure opening stations. It also defines symbols for monitoring posts, orange hatched areas for decommissioning work zones, diagonal hatching for surrounding monitoring zones, and dashed lines for site boundaries. Specific labels on the plan include '北防波堤' (North breakwater), '南防波堤' (South breakwater), '東波除堤' (East wave removal dike), '取水口' (Water intake), '放水口' (Water outlet), '物揚場' (Material handling area), '南護岸' (South bank), 'サイトパンカ建屋' (Site pancake building), 'キャスク保管建屋' (Cask storage building), '固体廃棄物貯蔵庫' (Solid waste storage), '免震重要棟' (Seismic important building), '事務建屋' (Office building), '排気筒' (Exhaust stack), 'ろ過水タンク' (Filtration water tank), '水処理建屋' (Water treatment building), '純水タンク' (Pure water tank), 'サブプレッション・プール水貯留水用タンク' (Subpression pool water storage tank), and 'サブプレッション・プール水サージタンク' (Subpression pool water surge tank). A scale bar at the bottom right indicates distances from 0 to 500 meters, and a north arrow is located at the top right.</p>	<p>・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更</p>

第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1 1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	<p style="text-align: center;">第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p>・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-12	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度</p> <p>福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で1.4×10^{11}Bq/yに設定して放出管理している。</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに3.7×10^{10}Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約1.9×10^9m³/yとしている。</p> <p><u>海水中における放射性物質の年間平均濃度を第3-2-3表に示す。</u></p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度</p> <p>福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で1.4×10^{11}Bq/yに設定して放出管理している。</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに3.7×10^{10}Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約1.9×10^9m³/yとしている。</p>	<p>・記載の適正化（放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-13	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値</p> <p>原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。</p> <p>今後、4号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、4号炉の復水器冷却水を停止することから、評価上は補機冷却海水系ポンプ1台運転を想定する。</p> <p>今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉から発生する放射性液体廃棄物の放出を考慮しても原子炉運転中と同等に維持するように、4号炉からの放出量を減少させる。</p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-4表に示す。</p> <p>したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で$1.4 \times 10^9 \text{Bq/y}$に変更する。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値</p> <p>原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。</p> <p>今後、4号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、4号炉の復水器冷却水を停止することから、評価上は補機冷却海水系ポンプ1台運転を想定する。</p> <p>今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉から発生する放射性液体廃棄物の放出を考慮しても原子炉運転中と同等に維持するように、4号炉からの放出量を減少させる。<u>また、放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とする。</u></p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の<u>海水中における放射性物質の年間平均濃度及び</u>放射性液体廃棄物の年間放出量を<u>第3-2-3表及び</u>第3-2-4表に示す。</p> <p>したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で$1.2 \times 10^9 \text{Bq/y}$に変更する。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-17	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、</p> <p>海水中における放射性物質の濃度を4号炉原子炉運転中と同等に維持するため、「<u>原子炉設置許可申請書 添付書類九</u>」に記載の値と同等となり、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約4.3μSv/y</u>となる。また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果を第3-2-9表に示す。<u>これによれば、海藻類を摂取する場合、成人で約0.007μSv/y、幼児で約0.02μSv/y、乳児で約0.03μSv/y、海藻類を摂取しない場合は、成人で約0.007μSv/y、幼児で約0.02μSv/y、乳児で約0.01μSv/yとなる。</u></p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、<u>原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること、その他の核種については、</u>海水中における放射性物質の濃度を4号炉原子炉運転中と同等に維持するため、</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約2.6μSv/y</u>となる。また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果は第3-2-9表に示す<u>とおり、無視できる。</u></p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
<p>3-17 3-18</p>	<p>添付書類三 2.2.1. 解体 工事準備期間 中</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 4号炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。 解体工事準備期間中は、4号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 4号炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素(N-16)を線源としている。 4号炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素(N-16)の半減期は約7秒であることから、タービン建屋からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、4号炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、4号炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 <u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。 解体工事準備期間中は、<u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 <u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋(家)からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素(N-16)を線源としている。 <u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素(N-16)の半減期は約7秒であることから、タービン建屋(家)からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、<u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、<u>1号, 2号, 3号及び</u>4号炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。</p>	<p>・記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-18	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は, <u>第3-2-10表に示すとおり, それぞれ約4.3μSv/y及び約0.03μSv/yとなり, 合計約4.3μSv/y</u>である。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50μSv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50μGy程度を下回る。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, <u>第3-2-10表に示すとおり, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量は約2.6μSv/yとなり, 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は無視できることから, 合計約2.6μSv/y</u>である。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50μSv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50μGy程度を下回る。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																							
3-22	添付書類三 第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度	第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm ³)	第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm ³)	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し																																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>年間平均濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td><u>約1.4×10⁻⁶</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td><u>約5.8×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>約2.0×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table>	核種		年間平均濃度	⁵¹ Cr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	⁵⁴ Mn	約7.8×10 ⁻⁶	⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10⁻⁶</u>	⁵⁸ Co	<u>約5.8×10⁻⁷</u>	⁶⁰ Co	約5.8×10 ⁻⁶	⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	⁹⁰ Sr	約1.9×10 ⁻⁷	¹³¹ I	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	¹³⁴ Cs	約9.7×10 ⁻⁷	¹³⁷ Cs	約1.6×10 ⁻⁶	³ H	約2.0×10 ⁻³	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="4">年間平均濃度</th> </tr> <tr> <th><u>1号炉</u></th> <th><u>2号炉</u></th> <th><u>3号炉</u></th> <th><u>4号炉</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>—</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>—</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>—</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>—</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>—</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>—</td> <td>約2.0×10⁻³</td> <td>約2.0×10⁻³</td> <td>約2.0×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table>	核種	年間平均濃度				<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>	⁵¹ Cr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁴ Mn	—	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	⁵⁹ Fe	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁸ Co	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁶⁰ Co	—	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	⁸⁹ Sr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁹⁰ Sr	—	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	¹³¹ I	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	¹³⁴ Cs	—	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	¹³⁷ Cs	—	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	³ H	—	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³
核種	年間平均濃度																																																																																										
⁵¹ Cr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁵⁴ Mn	約7.8×10 ⁻⁶																																																																																										
⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10⁻⁶</u>																																																																																										
⁵⁸ Co	<u>約5.8×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁶⁰ Co	約5.8×10 ⁻⁶																																																																																										
⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁹⁰ Sr	約1.9×10 ⁻⁷																																																																																										
¹³¹ I	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
¹³⁴ Cs	約9.7×10 ⁻⁷																																																																																										
¹³⁷ Cs	約1.6×10 ⁻⁶																																																																																										
³ H	約2.0×10 ⁻³																																																																																										
核種	年間平均濃度																																																																																										
	<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>																																																																																							
⁵¹ Cr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁵⁴ Mn	—	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶																																																																																							
⁵⁹ Fe	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁵⁸ Co	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁶⁰ Co	—	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶																																																																																							
⁸⁹ Sr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁹⁰ Sr	—	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷																																																																																							
¹³¹ I	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
¹³⁴ Cs	—	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷																																																																																							
¹³⁷ Cs	—	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶																																																																																							
³ H	—	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³																																																																																							

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由		
3-23	添付書類三 第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量	第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)				第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)				・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し		
		核種	1号炉 ^{*1}	2号炉	3号炉	4号炉	核種	1号炉 ^{*1}	2号炉		3号炉	4号炉
		⁵¹ Cr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁵¹ Cr	<u>~0</u>	<u>~0</u>		<u>~0</u>	<u>~0</u>
		⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸		1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸
		⁵⁹ Fe	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	⁵⁹ Fe	<u>~0</u>	<u>~0</u>		<u>~0</u>	<u>~0</u>
		⁵⁸ Co	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	⁵⁸ Co	<u>~0</u>	<u>~0</u>		<u>~0</u>	<u>~0</u>
		⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸		1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸
		⁸⁹ Sr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁸⁹ Sr	<u>~0</u>	<u>~0</u>		<u>~0</u>	<u>~0</u>
		⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶		3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶
		¹³¹ I	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	¹³¹ I	<u>~0</u>	<u>~0</u>		<u>~0</u>	<u>~0</u>
		¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷		1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷
		¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷		2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷
		放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>		<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>
		³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰		3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
3-24	添付書類三 第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値	<p>第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="596 394 1460 520"> <thead> <tr> <th data-bbox="596 394 1130 436">項目</th> <th data-bbox="1130 394 1460 436">放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="596 436 1130 520">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="1130 436 1460 520"><u>1.4×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	<p>第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1489 394 2353 520"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 394 2024 436">項目</th> <th data-bbox="2024 394 2353 436">放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 436 2024 520">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="2024 436 2353 520"><u>1.2×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
項目	放出管理目標値 ^{※1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>											
項目	放出管理目標値 ^{※1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>											

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																
3-29	添付書類三 第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年齢グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取する場合</th> <th>海藻類を摂取しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)</td> <td>成人</td> <td><u>約 7.0×10^{-3}</u></td> <td><u>約 6.8×10^{-3}</u></td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td><u>約 2.1×10^{-2}</u></td> <td><u>約 1.6×10^{-2}</u></td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td><u>約 2.6×10^{-2}</u></td> <td><u>約 1.2×10^{-2}</u></td> </tr> </tbody> </table>		年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>約 7.0×10^{-3}</u>	<u>約 6.8×10^{-3}</u>	幼児	<u>約 2.1×10^{-2}</u>	<u>約 1.6×10^{-2}</u>	乳児	<u>約 2.6×10^{-2}</u>	<u>約 1.2×10^{-2}</u>	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年齢グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取する場合</th> <th>海藻類を摂取しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)</td> <td>成人</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> </tbody> </table>		年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>~0</u>	<u>~0</u>	幼児	<u>~0</u>	<u>~0</u>	乳児	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
	年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量																																		
		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合																																	
1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>約 7.0×10^{-3}</u>	<u>約 6.8×10^{-3}</u>																																	
	幼児	<u>約 2.1×10^{-2}</u>	<u>約 1.6×10^{-2}</u>																																	
	乳児	<u>約 2.6×10^{-2}</u>	<u>約 1.2×10^{-2}</u>																																	
	年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量																																		
		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合																																	
1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	
	幼児	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	
	乳児	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
3-30	添付書類三 第3-2-10表 平常時における実効線量	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量</td> <td>約4.3</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>約0.03</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約4.3</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約4.3	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03	合計	約4.3	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量</td> <td>約2.6</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約2.6</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約2.6	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	~0	合計	約2.6	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約4.3																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03																			
合計	約4.3																			
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約2.6																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	~0																			
合計	約2.6																			

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
<p>6-2 6-3</p>	<p>添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建屋クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p><u>また、使用済燃料を構内輸送するため、「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建屋クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p><u>核燃料物質取扱設備のうち使用済燃料輸送容器が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</u> <u>(a)使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<p>理由</p> <p>・核燃料物質取扱設備の機能を追記</p> <p>・核燃料物質取扱設備の性能を追記</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
<p>6-3 6-4</p>	<p>添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能</p>	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「<u>水位監視機能</u>」、「<u>漏えい監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。 なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。 新燃料貯蔵庫が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること 使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。 なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。 新燃料貯蔵庫が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること 使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>理由</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵施設の性能について、性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化）</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-3表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-3表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を4号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<p>・記載の適正化(復水貯蔵タンクの性能を見直し)</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。</p>	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b)廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。 <u>また、使用済制御棒等を構内輸送するため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p>	<p>・記載の適正化（液体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p> <p>・固体廃棄物の廃棄設備の機能を追記</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p><u>(f) 使用済制御棒等の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-11	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業, 施設内で発生する放射性廃棄物の処理, 放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において, 空気浄化が必要となる可能性があるため, 「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 換気設備については, 廃止措置段階では, 設備故障時には立入りを制限する等, 復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから, 原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン, タービン建屋換気空調系給気ファン及び排気ファン, 原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系給気ファン及び排気ファン, サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業, 施設内で発生する放射性廃棄物の処理, 放射性粉じんの発生可能性がある解体作業等において, 空気浄化が必要となる可能性があるため, 「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 換気設備については, 廃止措置段階では, 設備故障時には立入りを制限する等, 復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから, 原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン, タービン建屋換気空調系給気ファン及び排気ファン, 原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系給気ファン及び排気ファン, サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<p>・記載の適正化 (換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気系としての性能に見直し)</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-12	<p>添付書類六</p> <p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)</p>	<p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は1号，2号，3号及び4号炉共用で2台である。また，非常用ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は1号，2号，3号及び4号炉共用で2台である。また，非常用ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>非常用高圧母線に接続している</u>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>直流電源母線に接続している</u>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（非常用ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について，供給先を限定した記載を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-13	<p>添付書類六</p> <p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能(つづき)</p>	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設 <u>（燃料プール冷却浄化系）</u> へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p>(b) 性能維持施設 <u>（原子炉補機冷却系二次熱交換器）</u> へ海水を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p>(b) 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（補機冷却系の性能について，供給先を限定した記載を見直し）</p>

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-16	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(8) 消火系</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</p> <p>b. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>c. <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-16表に示す。</p>	<p>(8) 消火系</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</p> <p>b. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>c. <u>内包する物質が漏えいするよう</u>な亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-16表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（消火系の性能を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-16 6-17	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「<u>放射線遮蔽機能</u>」、「<u>水位監視機能</u>」、「<u>漏えい監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持</p> <p>する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済燃料を構内輸送するために必要な「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにこれらの性能については、使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、 「冷却浄化機能」及び 「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持し、<u>「放射線遮蔽機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びにこれらの性能については、4号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済制御棒の搬出が完了するまで維持</u>する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<p>・核燃料物質取扱設備の機能、性能及び性能維持期間を追記</p> <p>・記載の適正化（核燃料物質貯蔵設備の性能維持期間を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-18	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」並びにこれらの性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持し、「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」及び性能については、<u>貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで維持</u>する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済制御棒等の構内輸送のために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能については、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） ・固体廃棄物の廃棄設備の機能、性能及び性能維持期間を追記

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-20	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建屋の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要な非常用ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建屋の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要な非常用ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<p>・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
6-23	添付書類六 第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p style="text-align: center;">第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機能</th> <th style="width: 45%;">設備（建屋）名称</th> <th style="width: 40%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</td> <td rowspan="3">4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備（建屋）名称	維持期間	燃料取扱機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	臨界防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	燃料落下防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	<p style="text-align: center;">第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機能</th> <th style="width: 45%;">設備（建屋）名称</th> <th style="width: 40%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</td> <td rowspan="2">4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） <u>使用済燃料輸送容器</u></td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td><u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u></td> <td><u>使用済燃料輸送容器</u></td> <td><u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備（建屋）名称	維持期間	燃料取扱機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	臨界防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） <u>使用済燃料輸送容器</u>	燃料落下防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設，機能及び維持期間を追記
機能	設備（建屋）名称	維持期間																										
燃料取扱機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																										
臨界防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）																											
燃料落下防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）																											
機能	設備（建屋）名称	維持期間																										
燃料取扱機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																										
臨界防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） <u>使用済燃料輸送容器</u>																											
燃料落下防止機能	燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																										
<u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																	
6-24	添付書類六 第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p style="text-align: center;">第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プール</td> <td rowspan="2">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)</td> <td rowspan="7">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料プール水補給機能</td> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機能	設備(建屋)名称	維持期間	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料プール水位を監視する設備	冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)		<p style="text-align: center;">第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック</td> <td>4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プール</td> <td rowspan="2">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)</td> <td rowspan="7">4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料プール水補給機能</td> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料プール水位を監視する設備	冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)		<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間を見直し)
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																																			
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																			
	使用済燃料貯蔵ラック	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
	使用済燃料プール水位を監視する設備																																																				
冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																				
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																				
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																				
燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)																																																				
	機能	設備(建屋)名称	維持期間																																																		
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	4号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																			
	使用済燃料貯蔵ラック	4号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
	使用済燃料プール水位を監視する設備																																																				
冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋内)	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																			
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																				
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																				
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																				
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																				
燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)																																																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																													
6-26	添付書類六 第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p>第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="706 1564 1184 1803">機能</th> <th data-bbox="706 730 1184 1564">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="706 300 1184 730">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="931 1564 1184 1803" rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td data-bbox="753 1388 789 1551">使用済樹脂槽</td> <td data-bbox="753 300 1115 730" rowspan="10">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1178 831 1551">原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1178 872 1551">原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="878 1157 914 1551">燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 1283 955 1551">復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="961 1283 997 1551">復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 1367 1038 1551">濃縮廃液タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1044 1314 1080 1551">濃縮洗濯廃液タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 1388 1121 1551">サイトバンカ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 1335 1163 1551">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1564 1353 1803" rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="1199 1440 1234 1551">固化装置</td> <td data-bbox="1199 300 1353 730" rowspan="4">貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1440 1276 1551">減容装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1282 1440 1317 1551">乾燥装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1283 1359 1551">雑固体廃棄物焼却設備</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	固体廃棄物貯蔵庫	放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	減容装置	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備	<p>第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 1564 2092 1803">機能</th> <th data-bbox="1614 730 2092 1564">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1614 300 2092 730">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1840 1564 2092 1803" rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td data-bbox="1662 1388 1697 1551">使用済樹脂槽</td> <td data-bbox="1662 300 2024 730" rowspan="10">貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 1178 1739 1551">原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1178 1780 1551">原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1786 1157 1822 1551">燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1828 1283 1863 1551">復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1869 1283 1905 1551">復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1911 1367 1947 1551">濃縮廃液タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1952 1314 1988 1551">濃縮洗濯廃液タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1994 1388 2030 1551">サイトバンカ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2036 1335 2071 1551">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2148 1564 2261 1803" rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="2107 1440 2142 1551">固化装置</td> <td data-bbox="2107 300 2261 730" rowspan="4">貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2154 1440 2190 1551">減容装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2196 1440 2231 1551">乾燥装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2237 1283 2273 1551">雑固体廃棄物焼却設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2279 1564 2315 1803">放射線遮蔽機能</td> <td data-bbox="2279 1314 2315 1551">固体廃棄物移送容器</td> <td data-bbox="2279 300 2315 730">使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	固体廃棄物貯蔵庫	放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	減容装置	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備	放射線遮蔽機能	固体廃棄物移送容器	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設、機能及び維持期間を追記
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																															
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																															
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																
	復水浄化系沈降分離槽																																																
	復水浄化系受けタンク																																																
	濃縮廃液タンク																																																
	濃縮洗濯廃液タンク																																																
	サイトバンカ																																																
	固体廃棄物貯蔵庫																																																
放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																															
	減容装置																																																
	乾燥装置																																																
	雑固体廃棄物焼却設備																																																
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																															
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで																																															
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																
	復水浄化系沈降分離槽																																																
	復水浄化系受けタンク																																																
	濃縮廃液タンク																																																
	濃縮洗濯廃液タンク																																																
	サイトバンカ																																																
	固体廃棄物貯蔵庫																																																
放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																															
	減容装置																																																
	乾燥装置																																																
	雑固体廃棄物焼却設備																																																
放射線遮蔽機能	固体廃棄物移送容器	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで																																															

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-30	添付書類六 第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table border="1" data-bbox="667 289 899 1791"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 1545 756 1791">機能</th> <th data-bbox="667 720 756 1545">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="667 289 756 720">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="756 1545 899 1791">電源供給機能</td> <td data-bbox="756 720 899 1545">非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)</td> <td data-bbox="756 289 899 720">使用済燃料の搬出が完了するまで <u>4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	電源供給機能	非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)	使用済燃料の搬出が完了するまで <u>4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u>	第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table border="1" data-bbox="1611 306 1822 1797"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 1551 1688 1797">機能</th> <th data-bbox="1611 732 1688 1551">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1611 306 1688 732">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1688 1551 1822 1797">電源供給機能</td> <td data-bbox="1688 732 1822 1551">非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)</td> <td data-bbox="1688 306 1822 732">使用済燃料の搬出が完了するまで <u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	電源供給機能	非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)	使用済燃料の搬出が完了するまで <u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u>	・記載の適正化(蓄電池の性能維持期間を見直し)
機能	設備(建屋)名称	維持期間														
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)	使用済燃料の搬出が完了するまで <u>4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u>														
機能	設備(建屋)名称	維持期間														
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機 蓄電池(所内用)	使用済燃料の搬出が完了するまで <u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u>														

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 11	添付書類六（追補） 2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を、</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として、熱伝達係数h_aは、</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。 燃料集合体1体の発熱量Q（W）から、</p> $q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また、ピーキング係数の最大値をPFとして、</p> $q'' = q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を、</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として、熱伝達係数h_aは、</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。 燃料集合体1体の発熱量Q（W）から、</p> $Q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また、ピーキング係数の最大値をPFとして、</p> $q'' = Q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	<p>・記載の適正化</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																									
6 追補-16	添付書類六 (追補) 第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)	<p>第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算手順</th> <th>主要な入力パラメータ</th> <th>値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">② 自然対流熱伝達の計算</td> <td>燃料集合体1体の発熱量 Q</td> <td>約 313 W</td> <td>ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)</td> </tr> <tr> <td>流路面積 A</td> <td><input type="text"/></td> <td>チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+<u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積</td> </tr> <tr> <td>流れの等価直径 d_{ef}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{ef} = 4A/L_f$ (Aと摩擦損失計算用濡れ縁長さL_fより算出)</td> </tr> <tr> <td>局所圧力損失係数 ζ</td> <td><input type="text"/></td> <td>単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定</td> </tr> <tr> <td>熱の等価直径 d_{eh}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{eh} = 4A/L_h$ (Aと伝熱計算用濡れ縁長さL_hより算出)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 燃料被覆管表面温度計算</td> <td>発熱長さ L</td> <td><input type="text"/></td> <td>燃料棒有効長を設定</td> </tr> <tr> <td>ピーキング係数 PF</td> <td>2.29</td> <td>最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定</td> </tr> </tbody> </table>	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠	② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 313 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)	流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+ <u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A/L_h$ (A と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)	③ 燃料被覆管表面温度計算	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	ピーキング係数 PF	2.29	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	<p>第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算手順</th> <th>主要な入力パラメータ</th> <th>値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">② 自然対流熱伝達の計算</td> <td>燃料集合体1体の発熱量 Q</td> <td>約 313 W</td> <td>ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)</td> </tr> <tr> <td><u>摩擦損失計算用流路面積</u> A</td> <td><input type="text"/></td> <td>チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+<u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積</td> </tr> <tr> <td>流れの等価直径 d_{ef}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{ef} = 4A/L_f$ (Aと摩擦損失計算用濡れ縁長さL_fより算出)</td> </tr> <tr> <td>局所圧力損失係数 ζ</td> <td><input type="text"/></td> <td>単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定</td> </tr> <tr> <td><u>伝熱計算用流路面積</u> A'</td> <td><input type="text"/></td> <td><u>チャンネルボックスに囲まれる面積</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 燃料被覆管表面温度計算</td> <td>熱の等価直径 d_{eh}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A'と伝熱計算用濡れ縁長さL_hより算出)</td> </tr> <tr> <td>発熱長さ L</td> <td><input type="text"/></td> <td>燃料棒有効長を設定</td> </tr> <tr> <td>ピーキング係数 PF</td> <td>2.29</td> <td>最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定</td> </tr> </tbody> </table>	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠	② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 313 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)	<u>摩擦損失計算用流路面積</u> A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+ <u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	<u>伝熱計算用流路面積</u> A'	<input type="text"/>	<u>チャンネルボックスに囲まれる面積</u>	③ 燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A' と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	ピーキング係数 PF	2.29	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	<p>・記載の適正化 (伝熱計算用流路面積の値の追加, 熱の等価直径の値及び算出式を見直し)</p>
計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠																																																										
② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 313 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)																																																										
	流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+ <u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積																																																										
	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)																																																										
	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定																																																										
	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A/L_h$ (A と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)																																																										
③ 燃料被覆管表面温度計算	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定																																																										
	ピーキング係数 PF	2.29	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定																																																										
	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠																																																									
② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 313 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)																																																										
	<u>摩擦損失計算用流路面積</u> A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒+ <u>ウォータージェット</u>) に囲まれる面積																																																										
	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)																																																										
	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スペーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定																																																										
	<u>伝熱計算用流路面積</u> A'	<input type="text"/>	<u>チャンネルボックスに囲まれる面積</u>																																																										
③ 燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A' と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)																																																										
	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定																																																										
	ピーキング係数 PF	2.29	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定																																																										

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 27	添付書類六（追補） 4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果	4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約 14μSv/h であり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。	4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約 14μSv/h であり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。 <u>また、スカイシャイン線に対する遮蔽効果を確認するため、原子炉建屋の燃料取替床以上の部分の遮蔽効果を考慮せず評価した場合は約 56μSv/h である。</u>	・原子炉建屋の遮蔽効果を考慮しない場合の実効線量の評価結果を追記

福島第二原子力発電所4号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																														
6 追補ー 28	添付書類六 (追補) 第1表 線源強度の設定条件	<p>第1表 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料</td> <td>仕様</td> <td>9×9燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>50GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>2,436体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)</td> <td>照射条件</td> <td>1.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9～35年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>92体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (ハフニウム型)</td> <td>照射条件</td> <td>5.0 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>65体</td> </tr> </table>	使用済燃料	仕様	9×9燃料	燃焼条件	50GWd/t	冷却期間	約9年	貯蔵体数	2,436体	使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt	冷却期間	約9～35年	貯蔵体数	92体	使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.0 snvt	冷却期間	10～30年	貯蔵体数	65体	<p>第1表 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料</td> <td>仕様</td> <td>9×9燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>50GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>2,436体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)</td> <td>照射条件</td> <td>1.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9～35年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>92体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (ハフニウム型)</td> <td>照射条件</td> <td>5.0 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>65体</td> </tr> </table>	使用済燃料	仕様	9×9燃料	燃焼条件	50GWd/t	冷却期間	約9年	貯蔵体数	2,436体	使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt	冷却期間	約9～35年	貯蔵体数	92体	使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.0 snvt	冷却期間	10～30年	貯蔵体数	65体	<p>・記載の適正化</p>
使用済燃料	仕様	9×9燃料																																																
	燃焼条件	50GWd/t																																																
	冷却期間	約9年																																																
	貯蔵体数	2,436体																																																
使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt																																																
	冷却期間	約9～35年																																																
	貯蔵体数	92体																																																
使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.0 snvt																																																
	冷却期間	10～30年																																																
	貯蔵体数	65体																																																
使用済燃料	仕様	9×9燃料																																																
	燃焼条件	50GWd/t																																																
	冷却期間	約9年																																																
	貯蔵体数	2,436体																																																
使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt																																																
	冷却期間	約9～35年																																																
	貯蔵体数	92体																																																
使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.0 snvt																																																
	冷却期間	10～30年																																																
	貯蔵体数	65体																																																

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
6 追補ー 29	添付書類六 (追補) 第2表 スカイシャイン線の評価条件	<p>第2表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（γ線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒：<u>ボロン・カーバイド</u>，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td>γ線束－線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td>γ線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td>γ線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td>γ線発生数</td> <td>2千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差（1σ）が5%未満で，<u>収束に関する警告数の少ない</u>計算結果を選定</td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（ γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）	ライブラリ	MCPLIB84	γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	γ 線の輸送下限	1 keV	γ 線発生数	2千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で， <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定	<p>第2表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（<u>0.P. 0mより下の部分とし</u>，γ線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒：<u>ボロン・カーバイド</u>，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td>γ線束－線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td>γ線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td>γ線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td>γ線発生数</td> <td>2千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差（1σ）が5%未満で<u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u>計算結果を選定</td> </tr> <tr> <td><u>評価範囲</u></td> <td><u>原子炉建屋中心の 0.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u></td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（ <u>0.P. 0mより下の部分とし</u> ， γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）	ライブラリ	MCPLIB84	γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	γ 線の輸送下限	1 keV	γ 線発生数	2千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で <u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定	<u>評価範囲</u>	<u>原子炉建屋中心の 0.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>	・記載の適正化
遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（ γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
γ 線の輸送下限	1 keV																																													
γ 線発生数	2千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で， <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定																																													
遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井は軽量コンクリート，燃料取替床以上の側壁は普通コンクリート） 地面：コンクリート（ <u>0.P. 0mより下の部分とし</u> ， γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
γ 線の輸送下限	1 keV																																													
γ 線発生数	2千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で <u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定																																													
<u>評価範囲</u>	<u>原子炉建屋中心の 0.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>																																													